



- (1) 信用保証協会
- (2) 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関
- (3) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社
- (4) 信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社

第13条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (3) 受注者(受注者が法人の場合には、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
  - (2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 受注者は、この契約に関して、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の都合により解除を申し出たとき又は正当な理由なくこの契約の解除を申し出たとき。
  - (2) 受注者が、この契約の履行期限内に契約義務を履行することができないと認めるとき若しくは正当な理由なく履行期限を過ぎても履行完了しないとき、又は受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内若しくは履行期限経過後相当の期間内に履行完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
    - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、発注者は受注者より、契約違約金として残存契約期間全体の支払金額の100分の10に相当する金額を徴収することができる。ただし、当事者双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- (予期できない事態の発生による契約変更又は解除)
- 第15条 発注者又は受注者は、天災、大規模騒乱、感染症の流行(政府又は地方自治体若しくはこれに準じる政治的部門・部署・機関により事業活動縮減の要請がされた場合を含む。)その他合理的に予見しがたい事情変更により、この契約の存続が著しく困難となった場合には、相手方当事者に対し、契約の変更を求めることができる。変更する内容については、発注者及び受注者が協議して定める。
- 2 前項の場合において、発注者及び受注者の協議が調わないときは、発注者又は受注者は契約を解除することができる。
- 3 前二項による契約内容の変更又は契約の解除について、発注者又は受注者は、相手方当事者に対し、損害賠償その他の責任を負わない。
- (機密保持)
- 第16条 受注者は、あらかじめ書面による同意を得た場合を除き、この契約によって知り得た技術上及び業務上その他の一切の情報を第三者に漏洩又は他の目的に利用してはならない。
- (紛争の解決方法)
- 第17条 この契約について紛争を生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえこれを解決するものとする。
- (協議事項)
- 第18条 この契約書に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの契約書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名捺印のうえ、各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者

受注者

埼玉県和光市広沢2番1号  
国立研究開発法人理化学研究所  
契約担当役  
契約業務部長 星野 聡